

(1)

2009年8月9日

The Kyodan Times

(1933年12月28日 第三種)
郵便物認可 週刊土曜日発行

第4680・81号

教団新報

定価 1部 140円(本体133円+税200円)
 予約購読料 1年分 5,000円
 紙代のみ 3,500円
 振替 00140-9-145275
 本紙を購読ご希望の方は、前金をそえて、お近くのキリスト教書店へお申し込み下さい。
 教会の購読料は負担金に含みます。

発行所 日本基督教団
 169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18
 日本キリスト教会館内 電話03(3202)0546
 FAX03(3207)3918
 発行人 内藤留幸
 編集主筆 竹澤知代志
 印刷所 株式会社きかんし

第36総会期

第2回常議員会

1 2 3 4 5 6

会が、7月6～7日、定例のごとく教団会議室で開催された。開会の祈りの後、蜘蛛膜下出血を病み療養中の原田謙常議員から、夫人の代筆による辞任届が提出されている旨、原田常議員の病状・近況を含めた報告が、山北宣久議長よりなされた。辞任届は承認され、次席者の木下宣世氏を補充することを議決した。

議案1「陪席者」に関する件で、議論があった。石橋秀雄常議員は、教団総会の聖餐式時、菅沢邦明氏が、「別途パンと葡萄酒を配り、聖餐を軽視する行為を行つた」ことを理由に陪席は認められないとして、個別の陪席者承認を求めた。一括採決すべきという意見もあ

?

第36総会期常議員会?????????

一日目の夕、幹事任用の件が上程されたが、嘱託幹事の内、一人の任用が否決され、さらにこの常議員会の決定を不服として、愛澤豊重総務幹事が辞意を表明したが、嘱託幹事の内一人(上田博子幹事)だけが任期満了で退任したことに関じて、内藤留幸総幹事は、それにつ

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認はされた。向井希夫常議員(大阪教区議長)提案の、議案30号について、北紀吉常議員よ

?

第36総会期第2回常議員

会が、7月6～7日、定例

のところ教団会議室で開催

された。開会の祈りの後、

蜘蛛膜下出血を病み療養中

の原田謙常議員から、夫人

の代筆による辞任届が提出

されている旨、原田常議員

の病状・近況を含めた報告

が、山北宣久議長よりなさ

れた。辞任届は承認され、

次席者の木下宣世氏を補充

することを議決した。

議案1「陪席者」に関する

件で、議論があった。石

橋秀雄常議員は、教団総会

の聖餐式時、菅沢邦明氏が、

「別途パンと葡萄酒を配り、

聖餐を軽視する行為を行つ

た」ことを理由に陪席は認

められないとして、個別の陪

席者承認を求めた。一括採

決すべきという意見もあ

?

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認はされた。向井希夫常議員(大阪教区議長)提案の、議案30号について、北紀吉常議員よ

り、結果、28人中16人が、

個別の承認案に賛成し、菅

澤氏については陪席承認は

された。向井希夫常議員(大

阪教区議長)提案の、議案30号

について、北紀吉常議員よ

?

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認は

り、結果、28人中16人が、

個別の承認案に賛成し、菅

澤氏については陪席承認は

された。向井希夫常議員(大

阪教区議長)提案の、議案30号

について、北紀吉常議員よ

?

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認は

り、結果、28人中16人が、

個別の承認案に賛成し、菅

澤氏については陪席承認は

された。向井希夫常議員(大

阪教区議長)提案の、議案30号

について、北紀吉常議員よ

?

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認は

り、結果、28人中16人が、

個別の承認案に賛成し、菅

澤氏については陪席承認は

された。向井希夫常議員(大

阪教区議長)提案の、議案30号

について、北紀吉常議員よ

?

り、結果、28人中16人が、個別の承認案に賛成し、菅澤氏については陪席承認は

り、結果、28人中16人が、

個別の承認案に賛成し、菅

澤氏については陪席承認は

された。向井希夫常議員(大

阪教区議長)提案の、議案30号

について、北紀吉常議員よ

?

り、結果、28人中16人が、

(3)

2009年8月9日

教 团 新 報

(第三種郵便物認可)

第4680・81号

「障がい」を考える小委員会

?

6月14～15日、第36総会期第1回「障がい」を考える小委員会が教団会議室において開催された。篠浦千史委員会式による開会挨拶をきさげて後、委員・担当幹事が自己紹介を行った。その後、委員会組織を行い、委員長が篠浦千史委員（宣教委員会委員）であることを確認し、書記に加藤幹夫委員を選出した。そして、前総会期委員会からの申し送り事項と現在の会計状況の確認がなされた。特に委員会の名称が障害者差別問題小委員会から「障がい」を考える小委員会に、教団総会の議決によって変更されたこと

は、精神障がいについて広く学ぶためのときを次回委員会の中で持つこととし、加藤幹夫委員より発題

es.ip/uccishogai/）。
(金岡秀樹報)



「障がい」を考える小委員会
左から、



?

第36総会期の第2回信仰職制委員会が6月22日（月）～23日（火）に、委員7名全員の出席のもと教団会議室で行われた。

今回、以下の3つの諮問

?

に対する全会一致で答申が提出された。その要旨は、①「カトリック司祭の教師転入について」（教師検定委員会から）に対しては、1. カトリックの教階は、職制との理解が異なる当教団においては按手礼受領とみなすことは出来ません。従って、教師転入することは出来ません。2. 当教団の教師となるためには、信徒として転入し、その後当教団の定める手続きに従って准允・握手を受けなければなりません。

②「教団教師が他教派（單立を含む）の牧師となることについて」（神奈川教区から）に対しては、1. 当教

主な協議事項は、次の通りである。

「障がい」を考えてゆく上

では、見える障がいによる家族の精神的なケアについて考えることは、教会にとつて焦眉の課題となっていました。そのような課題を共有することを目的とした「全

く文化交流会」の開催に向けて検討と準備を進めていくこととした。

また、「障がい」についての情報をお寄せいただきたい（ホームページアドレス

http://skv.geociti/）。

（金岡秀樹報）

第2回信仰職制委員会

講主体になることが出来ます。しかし、そう解するにによって生じる混乱を回避するため、先例集九六は必要に応じて答申されたものと解されます。2. 従つて、先例集九六はあくまで暫定的な実務上の指針に過ぎず、教義規・諸規則と同等の効力を有するものではありません。3. しかし、正式な規則が定められていない以上、これが定められることと存在意義があります。

4. 正式な発議機関が新たな規則を作る場合にも、法的には先例集九六に縛られないことなく、これと異なる内容を規定することも許されます。

次回委員会は、9月28日（月）～29日（火）の予定。（お報）

7月7日、逝去。91歳。

吉田満穂氏（隠退教師）

藤美和子さん。

6月30日、逝去。91歳。

代・富士、田浦、松沢、小

田原教会を経て、'82年から

'89年に西千葉教会を牧会し、

京都府に生まれる。'43年日

本神学専門学校を卒業後、

'48年宇佐見教会に赴任、網

高知教会を牧会し、'89年から

'71～'72年、教団総

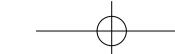
農町教会に赴任、'48年から

高知教会を牧会し、'89年から

'91年、教団総

農町教会を牧会し、'89年から

'91年、教団総



平和メッセージ

指紋採取をやめさせよう

2009年平和聖日

日本基督教団 総会議長 山北宣久
在日大韓基督教会総会長 鄭然元

「テロ」の未然防止を目的とした「入管法」(出入国管理及び難民認定法)が改定され、一昨年11月20日より実施されるようになりました。その内容は、日本に入国・再入国する16歳以上の外国人(特別永住者や外交官などを除く)に指紋と顔画像を登録させるというものでした。

主イエスの十字架の意味を思いつつ、キリストに従うことを告白する私たちは、「隔ての壁・指紋押捺」を再び強制させるこの入管法改定に反対することを表明いたします。

1980年、一人の在日コリアン1世が指紋押捺拒否を行ったことを皮切りに、在日外国人に対する管理・抑圧の象徴であった「外国人登録法」(外登法)の指紋押捺制度に対する反対運動が起り、多くの在日外国人が指紋押捺拒否という形で、日本の中にある差別や偏見を問い合わせました。指紋押捺拒否を行う者の中には、日本で生まれ育った14歳の中学生や16歳の高校生の在日3世たちもいました。彼ら彼女らにとって「指紋押捺」は、自分たちが生まれ育った社会や日本人の友人たちと自分たちとを隔てる壁だったのです。

この在日の痛みの叫びに応え、指紋押捺拒否運動を全国各地で一斉に行なうなど、宣教の働きとして祈りの中でこの運動を私たちは担ってきました。その活動によって私たちが目指したことは、日本人と在日外国人を隔てる壁をイエスの十字架によって崩すことであり、国籍に関係なくすべての人が「神の子」としての尊厳が与えられる社会と主の平和を実現することでした。さまざまな人たちの忍耐強い取り組みと祈りの結果、2000年4月に外登法の指紋押捺制度は全廃されました。

しかし、その「指紋押捺」を、日本政府は、今度は入管法において復活させました。私たちは、入管法改定はさまざまな点で問題を含んでいると考えています。たとえば、日本政府は、登録された指紋を生涯にわたって保管し、法案の趣旨である「テロ」の危険性のある人物の入国防止以外の使用も公言しています。これは、法の目的外使用と

なり、認められるものではありません。

また、外国人だけから生体情報を採ることは、外国人はテロリストかもしれないという偏見を助長するものだと言えます。外登法の指紋押捺制度に反対した際、多くの在日外国人たちが、指紋押捺は自分たちを「犯罪者予備軍」と見なすものであり、人間としての品位と尊厳を傷つけるものとして反対しました。今度の入管法による指紋押捺では、外国人を「テロリスト予備軍」と見なすことになり、外登法の場合と同様、外国人の人間としての品位と尊厳を傷つけるものです。また、人種差別・外国人嫌悪の助長をうながすことにつながるものです。

とくに、私たちが危惧することは、こうした法改定が「テロ」防止の名のもとに、日本国民の不安を煽りながら進められているということです。私たちは政府が日本国民の不安を煽った例を関東大震災に見ることができます。大震災時、日本国民が不安にある中、政府が積極的に流したデマによって、多くの在日朝鮮人の命が失われました。私たちは、そのような歴史の教訓から、政府が人びとの不安を利用することに危惧を覚えると共に、私たちキリスト者がそのことに対して、「見張り」の役割を積極的に担い、警鐘を鳴らさなければならることを学んできました。

私たちは、多くの人が行き来する世界にあって、また、多くの外国人が地域の住民となりつつある日本社会にあって実現されるべきは、多民族・多文化の共生社会であると確信しています。そして、そのような社会の実現のために必要なものは、指紋押捺でなく、日本人と在日外国人を隔てる壁を崩していくことであると信じています。

私たちは、「入管法」を再び改正し、日本に入国する人たちが指紋採取と顔写真を撮影されなくて済むように、そしてさらに「外国人住民基本法案」の制定のために祈っています。それは、私たちが住む国の平和の柱を形造ることと直結していると信じるからです。

私たちキリスト教会は、2009年5月13日「入管法の改定案に反対するキリスト教会共同声明」を公表しました。

「実に、キリストはわたしたちの平和あります。二つのものを一つにし、御自分の肉において敵意という隔ての壁を取り壊し、規則と戒律を離れての律法を廃棄されました。こうしてキリストは、双方を御自分において一人の新しい人に造り上げて平和を実現し、十字架を通して、両者を一つの体として神と和解させ、十字架によって敵意を滅ぼされました」(エフェソ書2章14~16節)

教会を次のように考える。
従来、教会は信仰を持った
人が礼拝に集う場となる
禮拝を中心とした信仰共同
體としてどうれる。信仰を
個人的な事柄から共同的
な事柄としてどうれる。
例えば、このよう受け
止め方から展開される一例
を挙げるなら会員子弟への
信託である。信仰を個
人的にどうれる場合には、
親のみがそのことに對して
責任を感じることとなりが
ちである。しかし、信仰及
び信仰の養いを教会といふ
共同体の事柄としてどうれ
る場合には、その受け止め
方が変わってくることとな
る。宣教基本方策を考える際
は、次のような道筋が委員
長から示された。個々の宣
教方策を①教会への招き、

②教会における養い、③教
会からの派遣、という3つ
の流れの中で位置づける。
例えば、複数教会や地域
社会的働きは教会からの派
遣と位置づけられる。この
枠組みは、宣教を「教会」
としており、今は各委員が
具体的な宣教方策について
意見を出し合った。出され
た意見を委員長が以下によ
うにまとめた。

新たな宣教方策について
考える際に、伝道の御業の
担当手であると確認された
教会を次のように考える。

?

また、研修会や修養会は
ると社会活動は教会との位

は6月30日に開催、欠席者は
はなく全員が出席した。

まず始めに小橋孝一委員
長は前回委員会で在日大
韓基督教会の朴寿吉総幹事
を招き、今期新たに組織さ
れた当委員会との交わりを
深めながら在日大韓基督教

会の歴史と現状を学ぶ時を
持つ事を予定していたが、

朴幹事との日程調整がど
うしてもつかず、委員会開

催が午後に変更された経緯

これを了承した。

続いて、前回委員会議事
録を承認した後、6月8日

に開催された「第43回

在日大韓基督教会と日本基
督教団との宣教協力委員

会」につき報告がなされた。

特に当委員会から出席し

た小橋委員長は、2日目に

自身が行った発題の内容に

について詳しく報告し、それ

を受けてしまふ協議の時

を承認した。

さらに第2回常議員会に

は、承認された第1回議事
録と今回の第2回議事録案

を提出することを承認し

た。次回第3回議員会を、

9月30日(水)午後1時30
分から行うこととし、午後

4時50分に議員会を終了し

た。

(専門家)

9月30日(水)午後1時30
分から行うこととし、午後